

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	大内義興の死と備芸石の動乱：享禄二年の安芸松尾城の高橋氏攻めと毛利元就
Author(s)	岸田, 裕之
Citation	内海文化研究紀要, 50 : 1 - 20
Issue Date	2022-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/52336
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052336
Right	Copyright (c) 2022 by Author
Relation	



大内義興の死と備芸石の動乱

——享祿二年の安芸松尾城の高橋氏攻めと毛利元就——

岸田裕之

はじめに

大内氏の領国は、周防・長門兩國を本領国とし、東方は京都の室町幕府・細川氏勢力と対峙し、中国地域・山陽道筋において石見国は邇摩郡、安芸国は東西条をおさえ、本稿で対象とする義隆期には石見国は問田隆盛、安芸国は弘中隆兼が支配を担った。しかし、両国とも国人（国衆）の自立性が強く、彼らが盟約して連合し、地域秩序の維持・安定に工夫をこらしていた。それは、山名氏領国であった備後国においても同様であった。

そうした国衆連合を大内氏に引き付け、大内氏との間を繋ぐ地位にある国衆を盟主という。その権能の主なもの、大内氏の命を受けて国衆に軍勢催促を行い、その軍忠を吹挙し、下付される褒美を伝達することである。

松尾城攻めは、大内氏方の国衆連合の盟主の地位にあった高橋興光（父は同弘厚）が、尼子氏方へ転じたことから起こった。それは、享祿元年（一五二八）の夏に安芸国へ出陣中の大内義興が重病となり、暮に山口へ帰還したものの十二月二十日に死没したのを契機にして攻勢に転じた尼子経久の調略を受けたものであった。こうした経緯からうかがわれるように、松尾城攻めはこの高橋氏領に限られる戦いではなく、詳しくは後述するが、備後、安芸、そして石見の三国において展開した動乱のなかに位置づけて考えなければならない。

高橋氏は戦国時代の敗者であるが、かつて一九八三年に発表した「芸石国人領主連合の展開」において、次掲の文明八年（一四七六）九月

十五日の高橋命千代の一族・譜代家臣十六名がかさ連判して益田兼堯・貞兼父子に宛てた契状に拠ってその芸石、雲備にも及ぶ大領域を復元し、また他国衆との多くの盟約、その展開についても詳述した¹⁾。

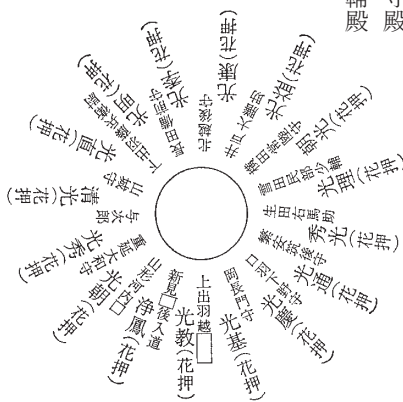
申承契状之事

抑如前々不相替、一段申承条、目出本望之至候、然間、大小事請御扶持、可罷立御用候、聊不可存余儀候、弥成水魚思、可申承候、我未能判形候之条、同名被官者共、以加判令申候、此条若偽申者、可罷蒙

天照大神、八幡、春日四所、加茂下上大明神、天満天神等御罰者也、仍契状如件、

文明八年甲辰九月十五日

命千代



このように数多くの庶子家を分出し、広域を領有した高橋氏の本拠城が、安芸国側では横田（旧美土里町）の松尾城、石見国側では阿須那（旧羽須美村）の藤掛城であった。領域内では、とくに石見国側ではたたら製鉄などの鉱物資源が豊富であり、農業生産力などと合せて豊かな地域であったと思われる。

その後も高橋氏については、『広島県史^{中世}』（一九八四年）、『広島県の歴史』（一九九九年）、『毛利元就』（二〇一四年）において、簡潔にまとめる機会があった。²⁾

本稿の主たる課題は、右掲の著作から踏み込み、遺存する関係史料によって松尾城攻めの一連の事態について整合的・総合的に解明し、広域的な動乱のなかに位置づけることである。

そしてそのなかで、これまで高橋氏の滅亡によって盟主の地位に毛利元就が就いたことは指摘してきたが、その時点・典拠史料等については明示していなかったため、このことも明確にしたい。

さて、松尾城攻めは、大内氏（東西条代官弘中隆兼ら）、毛利氏、宍戸氏、和智氏らの連合軍によって行われた。

そのことについて右掲の著作においては、いずれも享祿二年（一五二九）五月のことであるとしてきた。

ところが、近年それを享祿三年五月のことであるとする説があらわになった。³⁾

その典拠史料とされたのが、享祿三年五月二十八日付の陶興房が志道広良（毛利氏執権）に宛てた書状中の一部分である。この書状はきわめて長文である。ただ、その該当部分（第三条）はきわめて短く、かつあいまいで、何か起こっているかいないか、という点、はっきりとしない。そうしたことから、この部分から結論を得ようとするのではなく、長文の書状全体を読み通し、注意深く解析する取り組みが必要である。

しかも、享祿二年の動向を知ることができる関係史料は十数点遺存しており、それらによって描き出せる歴史像を全く捨象して、この一

点のみから享祿三年説を主張するのはきわめて危うい。

それにしても享祿三年五月説があらわになつたいま、私がこの陶興房書状の該当部分を関係史料に拠って描き出せる歴史像のなかにどのように位置づけて考えていたか、その見解を提示することを迫られる立場におかれた。

この地域の戦国時代史に関心をもつ方は多い。また高橋氏の滅亡は毛利氏発展の大きな契機であり、その基盤であった。この大きな転換に関心は高いのであり、いま納得いく説明を果たす役割を負っている。あらためて松尾城攻めが享祿二年であることを示し、享祿三年説を主張することには無理があることを述べる。

一 松尾城攻めと盟主毛利元就

盟主高橋興光の地位は、次の大内義興書状⁴⁾によって確かめられる。

高橋民部少輔元光事、去月廿九日於備後国打死之由其聞候、言語

道断之次第候、仍彼所帶事、高橋大九郎興光^{民部少輔私厚}可存知之由、

被成 御下知候、毎事興光有相談、御馳走可為肝要候、恐々謹言、

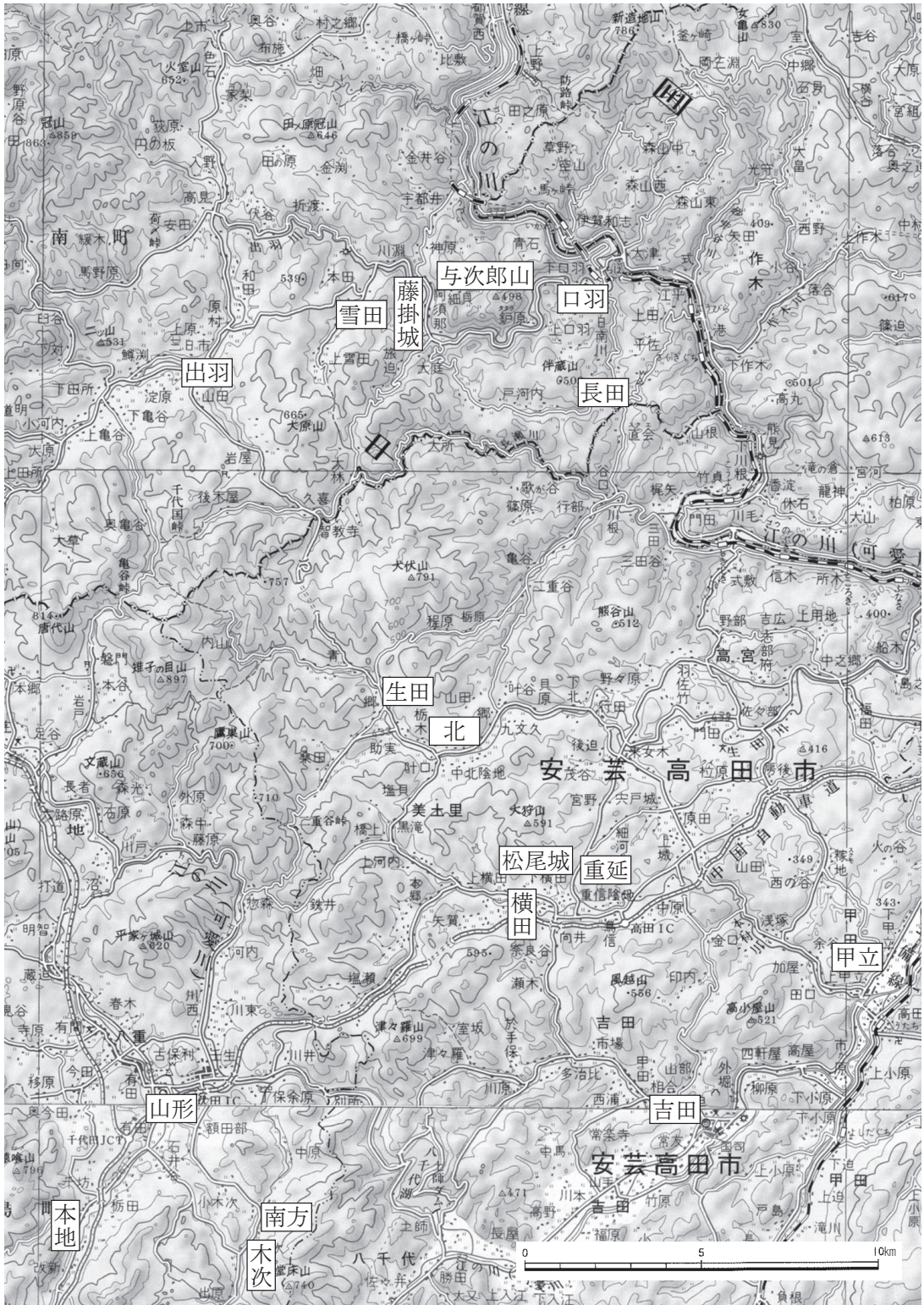
^{永正十二年}
四月廿日

^{興光}
毛利少輔太郎殿

義興（花押）

これとほぼ同文の大内義興書状⁵⁾が、同じ永正十二年（一五一五）の四月十四日に石見国衆周布興兼にも宛てられている。

すなわち、大内義興は、永正十二年の三月二十九日に高橋元光が戦死した直後、家督を高橋興光に相続させ、毛利興元や周布興兼ら芸石国衆に毎事興光に「相談」して馳走するよう命じた。この「相談」という言葉には、大内氏の軍事力編成上において複数の国衆から「相談」を受けて権能を行使するという盟主の地位を証するキーワードとしての固有の意味が含まれている。



図版1 関係地名図

こうして永正十二年四月に大内氏方の芸石国衆連合の盟主の地位が高橋元光から同興光へと継承され、そのことが関係する大内氏方の国衆らに通知された^⑥。したがって、のちに盟主の地位に就く毛利元就の場合も、こうした証明がなされる必要がある。

ところで、この後のおおよその動向を述べておく。大内氏と尼子氏の抗争が激化し、大永三年（一五二三）には尼子経久による安芸国東西条の鏡山城攻略があり、毛利氏もそれに随ったが、元就が毛利氏家督を相続するや同五年に大内氏方に転じた。大内氏方は、同七年八月に備後国和智郷細澤山の合戦で勝利をおさめ、尼子氏を出雲国へと退かせ、芸備両国内の情勢は安定するかにみえた。

それが冒頭に述べたように、翌享祿元年（一五二八）の夏の大内義興の重病、暮の死没によって再び動乱に見まわれることになる。尼子経久はこれを攻勢に転じる好機ととらえ、即座に備芸石三国の国衆への調略を強め、また大内氏方の城攻めを行った。

盟主高橋氏は尼子氏の調略に応じ、さらに周辺の関係する国衆にも調略をかけたのであり、大内氏方による松尾城攻めはそうした盟主高橋氏を討つためであった。したがって、盟主の地位を抜きにして語ることはできないし、元就が就いた時点を明確に証することはそうした意味でも重要である。

以下、遺存した関係史料について個々解析しながら、享祿二年から三年にかけてのこの地域の動向をたどっていききたい。

関係史料を表にして年月日順に並べた。

個々の文書を解析するにあたって指摘しておきたい点がある。

戦国時代の書状には月日のみで発給年が記されていないものが多い。そのため内容はもろんのこと、人名に付された受領名・官途名、そして差出人の花押等々に注目する。

大内義隆の場合は、時期によって花押の形状に特徴があり、表でいえば、1368、そして10（花押影）は、全く同じ形状である。そしてそれは、たとえば「享祿二年五月三日」付の周防国分寺に宛てた

「多々良朝臣」禁制（二通）、同下知状の花押の形状に合致する^⑦。さて、それでは1から、それぞれの内容の注目点をあげる。次に1の本文をあげる。

毛利家中欲及錯乱之処、即時静謐候之条、可然候、若猶不慮之儀出来之時者、無二被仰談候者肝要候、委細弘中々務丞可申候、恐々謹言、

これは、大内義隆が竹原小早川興景に宛て、毛利氏家中で「錯乱」に及ぼんとする事態があったが即時静謐したこと、もしなお「不慮之儀」が起こった時には緊密に打ち合せをすることが肝要であること、委細は弘中隆兼が伝えるとしたものである。

「家中錯乱」の用例としては、のちの天文二十一年（一五五二）の九月中旬に起こった長門国守護代内藤氏の家中における興盛と孫で家督の隆世が相分れた動きがあげられる。家中が真つ二つに割れる非常事態を意味している^⑧。

この書状でまず確認しておくべき重要な点は、東西条代官弘中隆兼が大内氏中枢からの命令を受けて国衆らに義隆書状を下付するとともに委細を申述べていることである。この内容は、毛利氏家中に起こった緊急事態を即時押え込んだ毛利元就から弘中隆兼に伝えられ、集約された情報が、大内氏中枢に注進されたことによって、大内氏がその後備えたことを示している。

まず、こうした安芸国と山口の間の情報連絡上における公式ルートとしての弘中隆兼の地位と権能について確認しておくことが重要である。

この内容は、毛利氏家中が真つ二つに分断されるような抗争があったこと、しかもそれは大内氏にとって他の安芸国衆をも動員して排除しなければならぬ重大事であったことを意味している。

この家中「錯乱」の原因は、尼子氏方へ転じた高橋氏（毛利興元の

表 享禄2、3年の大内氏・毛利氏・高橋氏らをめぐる動向

	年月日	差出人	宛人	内 容	典 拠
1	(享禄2年) 4.22	大内義隆	竹原小早川興景	・毛利家中 錯乱に及ぼんとする事態も即時静謐す	小早川家文書 478 (遺文) 2300
2	写 5.3	毛利元就	粟屋元国	・松尾切岸構越の合戦での軍忠を褒賞す	関関録巻73 <粟屋>-1
3	5.19	大内義隆	宍戸元源	・その面 心元なし ・毎事毛利元就に相談し 堅固に保つべし ・既に軍勢を派遣す	宍戸家文書 (遺文) 2307
4	5.23	陶 興房	志道広良	・この度 隠謀の人 即時成敗するを賀す ・この儀は 弘中隆兼が申す ・大内義隆の初めての仰せ ・温科辺の覚悟 それ以後如何	関関録巻16 <志道>-71 (遺文) 2311
5	写 7.21	大内氏奉行人 吉見右衛門尉 杉 興重	豊前国守護代 杉 重信	・高橋興光先知行の仲津郡統妙院7町、石王丸8町を石見国衆周布武兼に打渡すよう執達す	関関録巻121 <周布>-163 (遺文) 2323
6	7.26	大内義隆	毛利元就	・備後国多賀山氏 落居す ・弘中隆兼への元就書状を読む ・それ以後の状況の注進を求む	山内家文書 202 (遺文) 2324
7	写 8.18	毛利元就	粟屋元国	・8月16日の壬生の合戦での比類なき働きを褒賞す	関関録巻73 <粟屋>-2
8	9.3	大内義隆	白井光胤	・高橋大蔵少輔先知行 周防国楊井庄内20石、高橋弘厚先知行 豊前国築城郡広末名12石を宛行う	白井家文書 (遺文) 2331
9	9.3	陶 興房	野上房忠	・8の高橋大蔵少輔先知行 周防国楊井庄内20石の打渡を命ず	白井家文書 (遺文) 2332
10	写 9.27	大内義隆	(関く)	・この度 沼田小早川詮平家中で雑説あるも早速無事 ・景通が調法したところ	青柳種信関係資料 (遺文) 2339
11	(享禄3年) 5.28	陶 興房	志道広良	本文中に詳述す	関関録巻16 <志道>-69 (遺文) 2401
12	6.3	陶 興房	志道広良	・11の書状を持たせた使者は大雨による洪水で今日出立す	同上72 (遺文) 2402
13	写 7.15	大内義隆	毛利元就	・上下荘の進退を認める ・弘中隆兼が申す	毛利家文書 256 (遺文) 2406
14	7.25	毛利元就	佐伯元継	・7月24日の山県表の合戦での比類なき高名を褒賞す	関関録巻62 <内藤>-1
15	7.25	毛利元就	井上元貞	・7月24日の山県面の合戦での比類なき働きを褒賞す	関関録巻78 <井上甚左衛門>-1
16	写 12.11	大内義隆	毛利元就	・阿須那高橋弘厚跡、船木、佐々部、山県の執務を認める	毛利家文書 257 (遺文) 2429

註 典拠欄の「(遺文)」は、和田秀作編『戦国遺文大内氏編』の略記であり、算用数字はその文書番号である。

正室の実家）からの調略によるものと推察される。この事態が直接的契機となって、大内氏、毛利氏ら国衆の連合軍による高橋氏攻めが行われる。

2は、松尾城攻めの感状である。

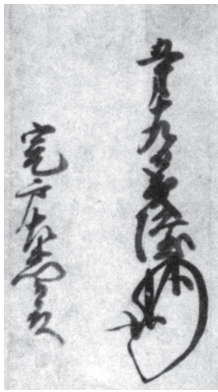
松尾城攻めを直接示す遺存史料はこの毛利元就感状一通である。江戸時代中期の『閩閩録』の編纂にあたってこの粟屋孫次郎家が藩府へ差出した家蔵文書はその多くが写であるが、この感状も写である。ただ、用語の使い方、その形式等にとくに問題があるようには思われない。そして家中「錯乱」から事態が推移する流れのなかで考えても、無理なく位置づけられる。

ところで、大内氏方の芸石国衆連合の盟主高橋氏が尼子氏方へ転じたとなると、当然のことながら大内氏としては放置できず、新しい盟主を決める必要があった。

3は、その意味から注目に値する。

これは、五月十九日に大内義隆が安芸国衆の宍戸元源に宛てたもので、花押の形状（図版2）から享禄二年に比定できる。これまで言及したことはないが、毛利元就が大内氏方国衆連合の盟主の地位に就いていたことを示すきわめて貴重な内容をもつ。次に本文をあげる。

依備後之時宜、其面無心元候、毎事毛利有御相談、堅固之儀肝要候、既差上軍勢候、此等之趣国衆相催候之次第、法泉寺可申候、恐々謹言、



図版2 大内義隆書状の署判部分 5月19日
(山口県文書館蔵)

書き出しの「備後之時宜」とは、尼子氏が備後国北部に侵攻し、享禄元年九月九日に多賀山氏の本拠の蒨山城しとみやまに取詰め、翌二年七月

二十日に攻略する、その合戦の過程における大内氏方劣勢の状況を指摘したものである。^①

この城攻めについては、6の七月二十六日に毛利元就に宛てた大内義隆書状がある。本文をあげる。

就多賀山落居之儀、対弘中々務丞御状、到来候、其已後之儀承度候之条、染筆候、猶中務丞可申候、恐々謹言、

この書状をも合せて、以下解析を加える。

五月十九日に大内義隆は宍戸元源に宛て、備北の不安定な情勢を踏まえ、「其面」（宍戸氏領を含む安芸国北部地域）が心元ないと懸念をあらわした。そして宍戸元源には毎事毛利元就に「相談」し、堅固に守るべきことが肝要であると示した。さらに義隆は、既に軍勢を安芸国へ派遣したとし、これらの趣を安芸国衆に伝え軍勢催促を行うことは、使者の法泉寺から申伝えるところとしている。

この大内義隆が宍戸元源に宛て、毎事毛利元就に「相談」して軍事行動を行うよう命じていることは注目に値する。この用語の使い方からすると、「相談」相手とされている元就は、この時には大内氏方国衆連合の盟主の地位に就いていたといえる。

言い換えると、享禄二年の五月十九日の時点では、大内氏方の国衆連合の盟主の地位は、高橋興光からは取り上げられ、毛利元就に与えられていたことになる。なお、使者として法泉寺が派遣されているが、こうした特命をおびていたためかと思われる。

また、6の内容からは、備北における毛利元就の立場についても重要性がうかがわれる。毛利元就は、多賀山氏の蒨山城が攻略されたことについて弘中隆兼に報告し、それは隆兼から山口の大内氏中枢へ注進された。その間に要した日数は五、六日である。これを受けて大内義隆は元就からの続報を求め、隆兼から伝えるとしている。こうしたあり方は、盟主の地位に就いた毛利元就の軍事行動がこの時期に備北

にも及んでいたことをうかがわせる。

こうして高橋氏は大内氏方の国衆連合の盟主の地位を失い、合せて大名大内氏に保障されていた領主権も喪失する。

したがって、東西条代官弘中隆兼、大内氏本国から派遣された軍勢、毛利氏・宍戸氏ら国衆の連合軍によって松尾城攻めが行われたのは、当然の帰結である。

領主権を否定された高橋氏の話題に入る前に、もう少し関係する地域情勢をみてみたい。

4は、五月二十三日に陶興房が志道広良に宛てたもので、文中に「当代初而被仰候」とあることから、享祿二年に比定できる。次に本文と猶々書をあげる。

温科辺御覚悟、其已後如何候哉、委細対法泉寺申候、

今度隠謀之人、即時被加御成敗候、然間其境無余事通、以法泉寺被賀申候、於此儀者定而弘中々々務丞可申候、至西条一勢差上候者可然旨、対弘中下野守被仰候歟、今被申付候、時宜重々可承候、乍勿論弥不可有御等閑覚悟候、珍重候、当代初而被仰候、目出候、委細彼可被演説候間、閑筆候、恐々謹言、

まず注目されることは、「今度隠謀之人」を毛利元就が即時成敗したことで、「其境」（安芸国北部地域）が余事なくなったことについて、大内義隆が法泉寺を使者として賀申したことである。「今度隠謀之人」が具体的に誰のことか明らかでないが、既にこの儀はその職掌上弘中隆兼から伝えることであつたのに、わざわざ法泉寺を派遣したということは、大内氏がこの事態をきわめて重視していたことを示している。法泉寺は、3の大内義隆書状の使者と同一人物であり、この4の陶興房書状をも託されたのであるが、これによって、高橋興光から盟主の地位を没収し毛利元就に与えたことと、「今度隠謀之人」を元就が即時成敗したことを祝賀したことが、まさに連動する重大事であつたこ

とが確かめられる。

さらに陶興房はそのいきさつを具体的に述べる。

義隆が、西条へ軍勢を派遣するのがよいと弘中興勝にいま命じられたこと、こうしたことについて重々承りたいこと、毛利氏も等閑にしない覚悟であるし、大内義隆が初めて決断した対外軍事行動であるし、結構なことであるとし、委細は法泉寺から述べるとする。

猶々書では、「温科辺」で何事かが起こったのか、その後を懸念していたことがうかがわれる。温科（広島市東区）についての問い合わせが具体的に何を指すか、その実態は不明であるが、委細は法泉寺に申しているところなので、法泉寺は主に34の任務をおび、ほかにもいろいろ心得て安芸国へ赴いたといえる。

通常の大内氏の安芸国支配は弘中隆兼が担い、その中心にあつて展開したのであるが、その職掌と重なるところはあつても、常ならぬ重大事（儀礼を含む）については、特使（法泉寺）が派遣され特命を果した。

また一つ地域情勢を示したい。

10は、九月二十七日の大内義隆書状である。本文をあげる。

今度又（小早川軍勢）羈家中雑説無心許候之処、早速無事之儀、併景通調法之所致候、可然候、仍太刀一腰（景光）遣之候、恐々謹言、

これは筑前国の国学者青柳種信が蒐集したものである。花押影の形は模写であるが（図版3（福岡市立歴史資料館蔵））、享祿二年に比定できる。



図版 3

内容は、沼田小早川氏家中において「雑説」があつたこと、大内義隆としては心許なく思っていたが早速無事であつたこと、それは景通の調法によるも

ので褒美として太刀を遣すと述べている。

沼田小早川氏は庶子家が多く、その領域は備後国中部・南部・島嶼部と広域に及んでおり、この「雑説」がどこでどういう事態をまねいていたか不明であるが、大内氏にとって懸念される事態であったことがうかがわれる。¹³⁾

以上、いろいろと解析されるところを述べてきた。大内義興の重病・死没を契機として尼子経久が攻勢に転じて起こった事態であるから、その調略や城攻めが備芸両国内に広く、また後述するように石見国内にも行われたことは当然のことであるが、即座に押え込むことができたとしても、それによって国衆家中や国内に動揺が広がったことは十分に考えられる。

こうした諸事例を合せていえることは、高橋氏、松尾城攻めを限られた局地的な戦いとしてではなく、備芸石三国に広く及ぶ動乱中の戦いの一つとして位置づけて考えることの重要性である。

さて、話題を領主権を否定された高橋氏に戻そう。

表の5、89は、そのことを示している。5は、豊前国内の高橋興光の先知行を石見国衆で海洋領主的性格をもつ周布武兼に速やかに打渡すよう豊前国守護代の杉重信に命じたもの。89は、周防国内の高橋大蔵少輔の先知行、豊前国内の高橋弘厚の先知行を広島湾頭を本拠とする警固衆の白井光胤に給与するにあたって、その周防国内について守護代陶興房が野上房忠に遵行したものである。

こうした「先知行」、すなわち闕所地は、通常は明所であることを確認して給与申請を行い、政権は当該在所に給人が存在せずまた差合がないことを確認したうえで、この場合のように大内義隆袖判下文などの判物発給の手順を施行する。

こうした行為は、もちろん大内氏が高橋氏の領主としての存在を否定したうえに成り立っている。このことをその判断基準にすれば、このことは高橋氏滅亡を証する根拠ともできる。

しかしながら、大内氏が高橋氏の領主としての存在を否定し、松尾

城を攻略したからといっても、南北朝時代以来一五〇年を超える高橋氏の在地領主制のもとにあった領内の一族や譜代家臣、郷村の地侍衆中らがすぐさま転向し、新しい領主・給人に服属するかというところ、うはいかない。

7は、享禄二年八月十六日の毛利元就感状写である。粟屋元国が八月十六日に壬生の合戦で働いたことを褒したものである。

旧高橋氏領においては、この壬生のほかにも、翌三年七月二十四日には「山県表」で合戦が行われ(1415)、のちの天文五、六年には「生田之城」「生田要害」の攻城戦が確かめられる。¹⁴⁾

安芸国側では、北氏は元就の弟就勝が還俗して襲家したが、他の高橋氏一族や譜代家臣の横田氏、山形氏、生田氏(のち一部が毛利氏家臣として取立られる)、新見氏、重延氏らは滅亡したと考えられ、以後全く史料上には現れない。郷村の情勢は不安定でいわゆる地下人一揆が続発し、緊迫していたといえる。

これで表に示した1と10の関係史料の解析結果はおおよそ明らかにした。

松尾城攻めは享禄二年の広域的な政治・軍事動向のなかにとくに不都合なく位置づけられ、その前後を合せた動きは、一連の流れとして把握できる。¹⁵⁾

二 享禄三年五月説とその問題点

享禄三年五月説は、秋山伸隆氏が「享禄二年(一五二九)とされる高橋氏の滅亡の時期について再検討する」として松尾城攻めの時期に焦点を絞って述べたものである。

次にその主張の手順を追い、その問題点を具体的に明らかにするとともに、それらの問題点は何をどう理解すれば解決できるか、その解答も用意したい。

秋山氏は、江戸時代中期の寛保元年(一七四一)五月に萩藩におい

て一応の完成をみた『新裁軍記』¹⁷が、享禄二年説の根拠としてあげている2と5を採用せず（理由は後述）、もはや享禄二年説が拠るべき史料はないとの判断のうえに、11の一部分を取上げて同三年五月説を主張する。

したがって、一章において解析してきた1と10の関係史料については全く触れることはない。さらに付け加えれば、とりわけ134は高橋氏の松尾城攻めの前提や様相、その意義を説明するにあたって重要と考えられるが、全く取上げない。

それでは、2と5を根拠として採用しない理由は何であるとしているか、引用する。

2については、『新裁軍記』に先立つ『閥閥録』の編纂に際して、この粟屋孫次郎家が藩府へ差出し、収載された文書のほとんどが写であることを踏まえ、「享禄二年五月に松尾城で合戦があったことを示す感状はこの写一通のみ」「総合的に見て（中略）偽文書と断定はできないものの、相当疑わしいものである」と、疑義を示す。したがって、この毛利元就感状写は松尾城攻めの証としない。

5については、「敵対した者の所領を没収し、味方した者に与えること、あるいは与えると約束することはよく行われるが、その時点で敵対者を討滅しているとは限らない」とする。したがって、「先知行」は享禄二年のこれ以前に高橋氏が滅亡したことを意味しないと述べる。このように秋山氏は、2の毛利元就感状写も、5の大内氏奉行人連署奉書も、享禄二年五月の松尾城攻め、すなわち高橋氏の滅亡を証する根拠としては採用しない。いずれも松尾城攻めは享禄三年五月のことであると主張する布石である。

ただ、どちらも理由としてはきわめてあいまいであり、こうした否定の仕方の問題がないわけではない。

秋山氏は、「高橋氏の滅亡の時期について再検討する」として松尾城攻めの時期をそれにあてており、それゆえにその根拠として享禄三年五月二十八日の陶興房書状中の一部分をあげている。高橋氏の滅亡

を何時に求めるか、その判断基準は明確である。¹⁸

私もその基準は共通しており、既に述べてきたように、高橋氏が大内氏によって大内氏方の国衆連合の盟主の地位を没収され、その領主としての領域支配権を否定された時（「先知行」として他へ給与）、すなわち享禄二年五月の松尾城攻めはその象徴的事件である、とした。

享禄二年五月の松尾城攻めには根拠がないとする秋山説にはこれ以上踏み込まないが、松尾城攻めが重大な判断基準となるとするならば的確な論証が必要である。

さて、それでは11で陶興房は何を述べているのか、全体は長文であるが、認めた興房の心の内に分け入ってその雰囲気をも慮りながら、そのねらいを明確にしたい。

秋山氏が根拠として主張されたのは、この第三条である。

一吉田より可有御勤様に候歟、時宜共御ゆかしくて候、完（六戸元源）左者下庄手二被入候哉、松尾辺の為舛如何候哉、旁以承度候、

この部分は、思案に思案を重ねても、きわめてあいまいな文言であるためその実態として何が想定できるか説明がむずかしいところがあり、これまで言及することはなかった。

しかしながら、享禄三年説があらわになつたいま、一章において述べた一連の流れのなかにこの部分をどう位置づけて歴史像を描いていたか、この機会に私見を述べておきたい。

秋山氏は、この第三条を次のように解釈する。

興房は広良に対して、①「吉田」＝毛利氏の（高橋領に對する）攻撃の状況はどうか（「御勤」は「御動」の誤写であろう）、②「六戸元源」（六左）を六戸隆家とする傍注は誤り）が（吉茂）「下庄」を占領したかどうか、③「松尾辺」の戦況はどうか、の三点について尋ねている。つまり、享禄三年五月二十八日の時点では、高

橋氏の松尾城はまだ陥落していなかった（少なくとも陶興房は知らなかった）と考えられる。

この解釈でまず疑問に思われることは、一つは、この解釈では①と③がほぼ同じことを述べているとしていること、二つは、「松尾辺」が松尾城と読み替えられていること、の二点である。

追々検討していくが、①は「吉田より可有御勤様に候歟、時宜共御ゆかしくて候」と、毛利氏は軍事出動あるべき様子だろうかと問い合わせたものである。「御勤」は「御動」の誤写ではなからう。この興房書状は、原文書は遺存しない。また、『閩閩録』（山口県文書館蔵）の差出原本も存在しないが、同浄書本に拠ればその筆順は間違いなく「勤」と読める。

また、③は②と合せて「旁以承度候」とあるから、①②③は秋山氏の解釈のように並列的に表現されていると考えるよりも、①の問い合わせが主旨であって、②③は①のための条件がととのっているかどうかという思いから、興房が気懸りな関係する事柄として具体的に知りたいと述べたものであるという考え方もできる。

これに関係するが、陶興房は志道広良に宛てなせ「下庄」や「松尾辺」（秋山氏がいう「松尾城」攻め）の状況を知ろうとしたか、が重要である。

既述したように、大内氏中枢は安芸国内の動きについては領国支配の中核である東西条代官弘中隆兼を通して緊密に連絡をとっていた。この松尾城攻めに弘中隆兼は出陣しており、大内氏中枢への公式なルートでのその報告は隆兼を通して順次注進されていたと考えられる。大内義隆の輔弼者であった陶興房は、安芸国内の情勢については当然のことながら十分に承知していたと考えてよい。秋山氏は「広良と興房が深い信頼関係で結ばれていた」から尋ねたとされるようであるが、大名権力の政治・軍事編成上における情報伝達の公式ルートとそうでないあり方は区別されなければならない。したがって、この

「松尾辺」を「松尾城」攻めと読み替えて解釈するのは当たらないと思われる。

このように考えると、陶興房のねらいは別のところにあると考えた方が当たっていると思われる。

そこで長文の内容全体を具体的にたどり、陶興房が何を思慮していたか、整合性ある歴史像を描き出してみたい。

さて、まず本文の書き出しは「遙久無音申候」と、戦時下とはいさゝか異って緊迫感を欠くのみびりとした雰囲気を感じさせる。そしてつづいてその理由として「御床しさハ不断之儀に候へ共、態申程の子細者候へて打過候」と述べ、とくに連絡をとるほどの事情がなかったからとする。

それではこの書状を認めたのは、「態申程の子細」が生じたからということになる。それは何か、この問題を明らかにすることによって、この書状が認められたねらいが特定できる。

しばらく「松尾辺」ではない話題が続く。第一条は、大内義隆が毛利元就に鷹を贈るとする。これは、元就が連々望んでいることを興房が言上していたことによるとある。

第二条においては、「其以後、雲州辺趣いかゝ候哉」と述べ、尼子経久と塩冶興久父子の抗争について、興房としては「両方共ニはて候へハ無上にて候」と自らの判断を密かに伝える。

右述した4の「温科辺」もそうであったが、この「雲州辺」、あと第六条の前半に記されている「佐東辺之趣共、又如何候哉」のように、「松尾辺」だけでなく「〇〇辺」という用語法は、興房書状にはしばしば見られる、いわば興房が好んで用いる文体のようである。

さて、それでは第三条に立入って、陶興房は何が気懸りだったのか、注意深く究明してみたい。

「松尾辺の為艸如何候哉」というのは、ごく一般的な言及であって、具体的に松尾城攻めの「戦況」はどうかと問うているのではない。「松尾辺」でいま何か起こっていることを前提にして問うているのでもな

いし、そこでは何も起こってないかもしれない、まことにあいまいな文言である。

そこで宍戸氏が吉茂下庄（宍戸氏の甲立にある五龍城から本村川を遡った地域で距離的に近い）を手に入れたかどうかということについて、逆に手に入れられない場合を想定してみることにするが、そうした事態は何故生じるかという問題になる。そしてその影響が「松尾辺」に及ぶと困った事態になると、その懸念を述べたということかもしれない。そうだからこそ吉茂下庄と「松尾辺」のことを連動するものとして合せて承りたいと、知りたい理由を述べたとも考えられる。

これまで私見を述べるのはひかえてきたが、第三条から何か読み取るとすれば、興房はこの辺の郷村の動きを懸念し、吉茂下庄や上庄の松尾辺が平穏か平穏でないかについて情報があればそれを得ようとしたということになるのか。

郷村の雰囲気とか日常生活上の動きという事柄になれば、弘中隆兼よりも現地に隣接する吉田の志道広良に問う方がより適切である。

右述の解釈によって私見としては、「吉田より可有御勤様に候敷」が主旨であつて、宍戸氏が吉茂下庄を手に入れたかどうかとか、松尾辺の様相はどうかかを承りたいとしているのは、毛利氏が「御勤」、すなわち大内氏の軍勢催促にに応じて出陣するにあたって障害になる動きが旧高橋氏領の郷村にあるかないか、陶興房としてはかねてから懸念していることを確かめたい気持ちから表現したものと考えていた。

郷村の動きを気にするとはどういうことか、それは旧高橋氏領内において地下人一揆が起ることを懸念しているのであり、それは7などで確かめられた。

宍戸氏が吉茂下庄を手に入れられない事情があるとすれば、それは郷村の平穏でない情勢に求められ、それが上庄の松尾辺の郷村に伝播し、大規模な地下人一揆に発展するならば、毛利氏が大内氏の軍勢催促に応じて他国へ軍事出動するところではない非常事態となるおそれがあった。

「吉田より可有御勤様に候敷」という問い合せに付け足して、吉茂下庄と松尾辺の様相も承りたいとしたのは、毛利氏が催促に応じずなかなか「御勤」、すなわち軍事出動しないため、その理由が何か疑念を抱いた興房が、松尾城攻略後の旧高橋氏領の安芸国側の郷村が平穏であるかどうかを確認するためであった、と考えられる。

以上、享禄三年五月説の根拠とされている第三条について、秋山氏とは別の解釈を示してみた。

それはもちろん一章で述べた享禄二年の一連の流れの延長線上に整合的に位置づけられる。

一五〇年を超える長期にわたって高橋氏の在地領主制下におかれていた郷村が、侵攻した新たな権力に服属するようになるまで相当の時間を要したと考えるのは普通である。

毛利氏が国衆連合の盟主の地位に就いて約一年、安芸国側の高橋氏本拠の松尾城を攻略して同じく約一年、この一年は、新しく領主として臨もうとする大内氏や毛利氏・宍戸氏ら国衆にとつては、郷村の要所所に調略の手を伸ばし、既得権益を保障したうえに年貢や諸役等の減免などの方法も駆使し、それらが効果を発揮するようつとめ、郷村の動向を見極めようとしていたと考えられる。

そうして富を郷村により多く留保する対策をとることによってその秩序を平穏に保たないと、動乱のなかにあつてこの地域への尼子氏方の攻勢を防ぐことはむずかしいし、ましてや毛利氏として本拠を離れたの軍事出動にはためらいを覚えるのは当然であった。

それでは、郷村が平穏であったならば毛利氏はどこへ軍事出動することになるのか、肝腎な点について明らかにしたい。

それは、これまで全く注目されることがなかったが、最後の第六条の後半に記されている次の部分である。

至石州表可相勤由候、諸勢到着を相待計候、祇園会過候ハ、各可馳来候、其以前此者可下着候由、申旨候、近日の御床しさを申

計候、万々御報待入申候、恐々謹言、

祇園会（祇園社の大祭）は旧暦の六月七日から十四日であった。陶興房がこの書状を認めてから、遅くとも二週間ほどで毛利氏は石見表へ軍事出動を命じられた。これは大内義隆の命令であった。

興房は「此者」（使者）が出向いて説明するが、返答を待っている」と述べている。

ただ、12によると、六月三日に興房は広良に宛て、「追而申候、此者去月廿八日上候処、大雨故洪水々々照日を絶候間、至今日候、一通の日付相違候程にそと申候」と認め、使者が渡河できない悪天候のため出立が遅れたとし、書状の日付と隔てがあることに気遣いを示している。このことは、このたびの馳参の日程についてそれだけ厳密に取り扱っていたことを示している。

第三条の主旨とした「吉田より可有御勤様に候歟」との問い合せは、この石見表への出陣のことであると考えられる。

これは、大内義隆が国衆連合の新しい盟主・毛利元就を他国へ軍事出動させるにあたって、輔弼者である陶興房が十分な気配りを示しながらもその遅延に対して期限付きで催促を行ったものである。こうした場合には、盟主が出陣することは欠かせない。

したがって、この長文の書状は、陶興房が然したる用もなく、唯々遙久の親好を温めることをねらって認めたというものではない。そのねらいは最後の第六条の後半に明記されており、「万々御報待入申候」と締め括られた。

大内義隆・陶興房としては、もはや毛利氏の石見表への出陣があるような無いようなあいまいな状態のまま推移することは断ちたかった。それだけ石見国内の政治・軍事情勢が緊迫していたのではないかと思われる。

それでは石見国内の動向についてその徴証をいくつか示したい。

『山口県史』通史編 中世』五〇七頁には、「石見国では、大内氏は享祿

年間（一五二八〜三二）に問田隆盛や内藤興盛を現地に派遣し」と記述され、石見国守護代問田隆盛と長門国守護代内藤興盛ら重臣の派遣が確認される。²⁰

その戦局の具体例をあげる。²¹

今度太田高城落居之時致合戦、長田若狭守打取候、高名之至候、

仍官途申付候、為後日以一行申候、謹言、

四月七日

（小笠原）長徳（花押）
（小笠原）長隆（花押）

井原十郎右衛門とのへ

関係する史料を欠くため、その状況は不明であるが、この太田高城は尼子氏方の攻撃によって落城したと思われる。小笠原長徳・長隆父子がこの戦いに尼子氏・大内氏のどちら方に属して参陣していたかは判然としないが、太田高城は、石見国へ派遣された問田隆盛・内藤興盛の動きと関係し、大内氏の石見国支配にとって重要な拠城であったと思われる。

大内氏が毛利氏に命じた石見表への軍事出動は、このように石見国邇摩郡辺の軍事情勢が緊迫し、大内氏にとっていわば非常事態が差し迫っていたためであると考えられる。²²

以上解析してきたように、陶興房書状は、長文ではあるが広域的視野のもとに論理的に筋立てられており、その目的とするところは明確である。

冒頭に「態申程の子細者候へて打過候」とあったが、「態申程の子細」が生じたから認められたのであり、その「子細」が何であるかを読み取ることが肝腎であった。

それは、大内義隆の軍事出動命令に毛利氏が応じて出陣する様子だろうかという問い合せであり、その石見表へ祇園会が過ぎたら馳参すべし、と期限を限った催促とそれへの返答を求めたものであった。

付け加えていえば、秋山氏は第三条の解釈中において、「松尾辺」を松尾城と読み替え、興房が広良に松尾城攻めの戦況はどうかと問うたもの、松尾城はまだ陥落していなかったとまさに合戦の最中を示していると解釈を述べたが、仮にそうであるならば、松尾城をいつ攻略できるかわからないにもかかわらず、遅くとも二週間ほどで石見国への軍事行動を命じられていることになる。それは日程的に考えてもまず無理であり、またそれでは軍事計画としてみても全く先の見通しが立たない。

大内義隆が毛利元就の申請に基づいて、吉茂上庄・下庄の支配権を認めたのは享禄三年七月十五日（弘中隆兼が取次。13）、阿須那（高橋弘厚跡）・山県などを与えたのは同年十二月十一日であった（16）。これは、旧高橋氏領の郷村の状況がほぼ落ち着き、支配が可能な状況になってから行われたものと思われる。

繰り返しになるが、この高橋氏討滅戦は、大内氏、毛利氏、宍戸氏らの連合軍がその本領内に攻め込んだものであった。双方が関係ない場所では戦ったわけではない。在地領主制の時代であるから、長期にわたって高橋氏支配下におかれていた領域において、城攻めが果たされたからといって、高橋氏の軍事力編成に組み込まれていた郷村の地侍衆中らを根絶やしにできるわけでも、するわけでもない。

郷村が生産性を維持しながら、新しい支配者に服属していくには、事態を見極めるための時間を必要としたと考えるのが妥当である。それは、勝者が懐柔のためにどう調略を展開し、その効き目がどうであったか、にかかっていた。

おわりに

享禄三年五月の松尾城攻め説を主張する秋山氏は、自説を次のようにまとめている。

仮に享禄二年五月に松尾城が陥落していたとしたら、毛利氏の「上下庄」領有を認める義隆の書状は、それから一年以上遅れて発給されたことになる。陶興房書状が享禄三年五月二十八日のものであるとすれば、元就が高橋伊予守弘厚の松尾城を攻略し、「上下庄」を占拠したのは、享禄三年の五月末から六月ということになる。その後、元就が「上下庄」「進退」の希望を大内氏に申し入れ、それを受けて義隆が七月十五日に了承したと考えられる。

（中略）

このように、高橋氏の滅亡を享禄二年ではなく享禄三年と考えることによって、享禄二年の高橋氏の大内氏に対する敵対の開始から、享禄三年の松尾城の攻略と阿須那藤根城の陥落を経て、大内義隆による高橋旧領に対する元就の支配権の承認、享禄四年の元就による高橋旧領の戦後処理という一連の事態の推移が、時系列として自然に理解できるのである。

享禄三年説は、「時系列として自然に理解できる」とあるが、毛利氏家中の錯乱や高橋興光から毛利元就への盟主の交代などの前提を白紙にし、関係史料に言及せず、唯一わずか数行のあいまいな内容の史料をもって結論を出した主張は、疑問点が多く、かつ全体的な整合性を欠いている。松尾城攻めの直接的契機に言及しない「時系列」では、従来からの享禄二年説は否定できない。それよりも何よりも主張の根拠とした11の陶興房書状が認められたねらいを的確に説明することが欠かせない。

一方、従来からの享禄二年説は、あらためて十数点の関係史料の解析によってその一連の流れを具体的に明らかにし、前中後というか、始中終というか、全体の「時系列」を示し、その全体像を描き出した。そしてまたこの二年説は、11の陶興房書状から読み取れるねらいを解明し、それを論旨に明確に組み込んでいる。その意味においても整合的かつ総合的である。

ついでに付け加えると、毛利元就は事にあたっては事態を慎重に見極め、決断し、そして積極果敢に行動する性格であったと思われる。享祿二年四月に家中の「錯乱」に及ぶ事態に直面し、それを即座に押え込んだのも、その背後に高橋氏・尼子氏を見すえたからである。仮に享祿三年説となれば、毛利元就は、家中の「錯乱」という大内氏や安芸国衆を震撼させた事態に直面し、その危機的な根源の動きを翌三年五月まで一年有餘も放置したことになる。元就は、こうした非常事態を放置したり、傍観できるような人物ではなかった。

また、大内氏も、山口と安芸国の連絡を密にし、危機的な事態に十分な対応策をとり、盟主の地位に毛利元就をすえるなどして戦時体制を整えた。高橋氏の背後に尼子氏を見すえ、その攻勢が備芸石三国へ広がる動きのなかで、一年有餘も放置したとは考えられない。

家中の「錯乱」は、その根源を叩き潰さなければ毛利家が危うくなる事態であったから、元就は即座に動き、大内氏も軍勢を派遣し、国衆を動員する用意をした。そして安芸国支配にとつては東西条代官とともに両翼である国衆連合による支援を強化する必要から盟主に元就をすえた。

そうしてすぐさま高橋氏の松尾城を攻めた。

享祿二年四月、五月は、まさに大内氏、大内氏方の安芸国衆にとつては非常事態であり、急ぎそれへの対策が講じられたというのが真相であると考えられる。

これに関連してもう一点付け加えたい。

広域的な視点から述べると、大内氏と尼子氏の戦いのなかで高橋氏の松尾城攻めが重要であったことはよくわかるが、より狭く措定して個別の地域が果たした役割などについて考えることも大切である。

註(6)で述べているように、壬生・有田(旧千代田町の中心部)辺は、毛利・高橋・武田三氏の境界領域にあたっていた。

こうした検証にはこれまで取上げられなかった史料であるが、それを提示して検討し、この時期の状況を明らかにしたい。

福光之事、為給所遣者也、可知行状如件、

享祿二年
四月廿六日

元就(花押)
「隆元(花押)」

見玉小二郎とのへ

この文書は、宛人は見玉就忠である。元就に近仕した直臣として桂元忠とともによく知られている。また、差出人の隆元は大永三年(一五三三)の生まれ、元服して隆元と名乗るのが天文六年(一五三七)十二月十九日であるから、この署判は後筆であり、家督相続後に元就の給与を前提として追認したものと考えられる。

福光は、平安時代の山県郡司の後裔、同末期に立券された厳島社領壬生荘公文・下司であった凡氏の仮名に比定される福光名(郡内に分布するが、壬生郷には四〇町余)に由来する。この地には山県郡の郡家(衙)があった。現在の古保利薬師堂は、凡氏の菩提寺・福光寺の跡にある。

ここで注目されるのは、日付である。享祿二年の四月二十六日は、まさに毛利氏家中で「錯乱」に及ぼんとする事態が即時静謐に帰した直後のことである。

高橋氏一族には山形氏がいた。文明八年(一四七六)九月十五日のかさ連判状に署判した「山形河内口光朝」は、のちの享祿三年十二月十一日に大内義隆が毛利元就に執務を認めた「阿須那高橋伊與寺并船木、佐々部、山県(16)のうちの「山県」の領有者であったと考えられる。

旧美土里町には横田・北・生田ら有力庶子家が出されていたが、さらに郡境を越えて山県郡の壬生・有田辺をも山形氏が支配した。

右述した7では享祿二年八月十六日に壬生、1415では翌三年七月二十四日に山県表で合戦が行われ、毛利元就感状が発給されていたことを確かめたが、これらは旧高橋山形氏領内における地侍衆中らがなお服属していない状況を示している。

また、享祿三年十一月二十八日に毛利元就は吉川千法士(興経)に

宛て「北方百五拾之地」を打渡している²⁵⁾。これは壬生荘北方の略称であるから、吉川氏が高橋山形氏の討滅に協力した褒賞と考えられる。

壬生・有田辺は、南北・東西の交通路が交叉する要衝、言い換えると、この地は戦略的要衝なのである。この地を押えれば、この場合、尼子氏方の武田氏が高橋氏を救援するために鈴張から峠を越えて本地に寄せ、高橋山形氏と合流するのを遮断することができる。

おそらく元就は家中の錯乱に及ぼんとする事態を即時に制圧した直後、高橋氏攻めを有利に進めるために速やかに行動し、この地に進駐したと思われる。そして没収した高橋山形氏領の福光を近仕する直臣の児玉就忠に与えたのである。

こうした元就の目配りがきいた深い思慮に基づく迅速果敢な行動は、その性格から生じる特徴であるが、その意義はきわめて大きい。

壬生・有田辺という限られた地域のなかで取り結ばれるさまざまな関係性やその背景の解析からであったが、これによって、限られたこの地域の歴史像はもちろんのこと、高橋氏討滅に関わるより広域的かつ全体的な視点からの有り様も、そしてそれを手配り良く進めた毛利元就の人物像の一端をも明らかにできた。

ただ、これでこの地域が安定したわけではない。のちの天文五、六年に生田城をめぐってなお合戦が行われていたことは既述したが、丁度同じ頃または毛利氏家中で「錯乱」が起ころうとした。それは井上元兼の誅伐に関わることであった²⁶⁾。

以上述べてきたように、これが、私なりの枠組のなかでの関係史料の解析に基づく、松尾城攻め、高橋氏滅亡の総合的な歴史像である。

こうして毛利氏は旧高橋氏領を併合し強大化するが、その後の歴史の展開との関係において注目すべきは、毛利元就がこの国衆連合の盟主という制度上の地位を基盤にして国衆たちの統合者へと大きく発展したことである。

尼子氏はそうした毛利氏を天文九年（一五四〇）に郡山城に攻める。これは郡山城が大内氏方国衆連合の盟主の拠城であったからである。

翌年正月になって尼子氏軍は大内氏が派遣していた軍勢と交戦したのち、出雲国へ撤退する。それによって、安芸国内の主要な反大内氏勢力であった武田氏や厳島社の藤原姓神主家は滅亡した。

その後毛利元就は、大内義隆と陶隆房ら重臣の抗争に際して、隆房方に加担し、盟主の地位を利用して安芸国衆に多数派工作を行う。こうした動きの褒美として旧武田氏領や大内氏領（旧厳島社神主家領）など、安芸国西部地域に所領を給与・安堵された²⁷⁾。

そして、数年後には陶晴賢（隆房）と断交し、大内氏を討滅し、国衆の統合者、すなわち戦国大名へと成長したことはよく知られている。

註

(1) 岸田裕之『大名領国の構成的展開』（吉川弘文館、一九八三年）の第三編第六章（三七六～四五六頁）。

この文明八年九月十五日の高橋命千代契状（『益田家文書』八五七）に署判した高橋氏一族・譜代家臣として、高橋清光ほか、安芸国側の生田・北・横田・山形・新見・重延、石見国側の口羽・雪田・長田・下出羽・上出羽各氏らが確かめられ、その名から分出された在所も知られる。関係地名図に示した。

なお、この命千代はのちの元光である。

(2) 『広島県史^{中世}』（広島県、一九八四年）四八九～五〇二頁。岸田編『広島県の歴史』（山川出版社、一九九九年）一〇八～一一五頁（岸田執筆）。岸田『毛利元就』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）三三～五二頁。

(3) 秋山伸隆「高橋氏の滅亡時期をめぐって」（安芸高田市歴史民俗博物館、図録「令和元年度秋季企画展『芸石園・高橋一族の興亡』、二〇二〇年）八～一三頁。

(4) 「長府毛利文書（無銘手鑑）」（『広島県史^{古代・中世資料編Ⅴ}』、一九八〇年）。なお、和田秀作編『戦国遺文^{大内氏編 第二卷}』（二〇一七年）一五〇九。

前註(1) 所引の岸田『大名領国の構成的展開』四二〇・四二二頁。

(5) 『萩藩閥閥録』第三卷 卷一二一(周布) 153。なお、前註所引の『戦国遺文』大内氏編 第二卷 一五〇八。

(6) 高橋興光が盟主に就任当初の状態については、政治・軍事情勢もからめて若干の説明が必要である。

永正十三年二月二十九日に毛利興元は粟屋弥六跡に宛て、上庄松尾要害尾頸において討死したことを謝している(『粟屋家文書』『山口県史』史料編 中世、二〇〇一年)。

高橋興光と毛利興元の関係が悪化していた状況がうかがわれる。

こうした状況は、同十二年六月一日に壬生元泰が毛利興元に三箇条の起請文を差出し、懇願して宥免されたことを謝し、第一条で「自今以後、武田方、高橋方、其外何方へも不可知音候、御方様為御与力、可属御手候」(第二条は軍役を家来次に馳走する。第三条は木次一〇〇貫を割譲する)と述べていることから知られる(『毛利家文書』二〇六)。また、同じ頃に毛利興元は所領東側の數名亮秀・吉原通親・上山実広と盟約し、尼子氏方に対抗している(同二〇七)。遡って永正八年八月には、中郡衆の秋山親吉・井原元造・内藤元廉らも服属させている(同一九五〜二〇三)。

高橋元光・吉川元経・毛利興元は、永正五年に大内義興に随って上洛していたが、同八年八月に形勢不利と判断して勝手に戦線と離脱して帰国した。そして翌九年三月三日に他の六国衆と一揆契約を結ぶ。この盟約は契状の第一条から大内氏の干渉や譴責を避けるねらいがあったことを読み取れるが、その意味からすれば、各国衆の基盤強化、勢力拡大は欠かせない。

永正十年三月には坂氏の追討事件も起こって毛利氏家中が動揺する事態も生じた。中郡衆、數名・吉原・上山各氏、壬生氏らとの盟約関係にしても、高橋氏の松尾要害を攻撃したことも、そうした活動の証として考えられる。

なお、前註(2) 所引の岸田『毛利元就』一八〜二八頁。

(7) 和田秀作編『戦国遺文』大内氏編 第三卷 (二〇一九年) 二三〇二・二三〇三・二三〇四。なお、前註(2) 所引の岸田編『広島県の歴史』一一〇頁、ならびに岸田『毛利元就』三五頁にその図版をあげている。

(8) この大内義隆書状については、前註(2) 所引の岸田編『広島県の歴史』では「高橋氏攻めの直前と推定される四月二十二日」としたが、岸田『毛利元就』では「享祿二年」と明記した。

『山口県史』通史編 中世 (二〇一二年) においても享祿二年四月と記されている(五〇五頁。和田秀作執筆)。

(9) 内藤興盛は陶隆房(晴賢)とともに大内義長を擁立したものの、まもなくその関係を断つ。興盛は天文二十二年十二月に死没するが、「去年九月中旬之比家中錯乱」とあるように、既に前年の九月には内藤家の分裂は顕在化していた。興盛は、天文二十一年九月二十九日に勝間田盛保に「今度就家中錯乱、忠節誠一人当千之心差感悦之至候」、同年十月二日には勝間田盛道に「今度就家中錯乱之儀、豊筑之家人等各隆世一味之処、盛道無二之忠節誠以無比類候」と、ともに興盛に忠節を働いたことを謝し、褒美を与えている(『萩藩閥閥録』第四卷 卷一七〇(内藤小源太家来・勝間田) 13・14・16)。

(10) この大内義隆書状は、『萩藩閥閥録』第一卷 卷一(宍戸) 13には「天文九カ」と傍注があるが、『山口県史』史料編 中世 (二〇〇四年) では「享祿二年」と傍注を付している(同別冊の「花押・印章集」643参照)。

なお、書状の署判部分は本文中に図版としてあげた。

(11) 『山内家文書』一二二、多賀山通統同家系図案。
なお、尼子氏に攻められた多賀山氏の救援には備後国人の上山広信(『萩藩閥閥録』第二卷 卷四〇(上山) 131)、杉原元士(同巻六七(高須) 135)、田総俊里(同巻八九(田総) 122)らも馳

参している。

(12) この五月二十三日の陶興房書状は、『萩藩閥閥録^{第一卷}』巻一六

《志道》171には「天文元^カ」と傍注があるが、大内義興が享祿元年十二月二十日に死没し、陶興房が同四年正月二十三日には

「道麒」と署名していること(前註(7)所引の『戦国遺文^{大内氏編 第三卷}』二四三四)から、享祿二年か三年に比定できる。そして

書状中に「当代初而被仰候、目出候」と、大内義隆の初の裁許であるとしていることから享祿二年と判断される。

(13) 註(11)のなお書にあげた文書のうちの七月六日に山名祐豊が杉原元士に宛てたものでは、「就今度尼子多賀山表乱入、馳走之由候、尤以粉骨候、仍木梨父子成敗之儀、任光明院殿下知之旨、村上治部大夫申談、入魂忠節神妙候」と述べている。

この木梨氏父子の成敗に連動する事態とも推察される。

(14) 天文五年の三月二十日に毛利元就は児玉就方に宛て「三月十七日生田之城切崩之時、頸一新見彦四郎虜一人高名無比類候」(『萩藩閥閥録^{第三卷}』巻一〇〇(児玉)18)、また天文六年三月二十六日に元就は岡光良に宛て「三月七日生田要害切崩候時、広新五左衛門尉討捕候、高名神妙之至候」(同第二巻の巻八〇(岡)1)と褒賞している。生田城は生田氏の抛城、新見彦四郎は文明八年の契状に署名した新見浄鳳の一族と思われるが、連年城攻めが行われていることが注目される。簡単には攻略できなかったようである。

この生田城攻めの事例も合せ考えると、旧高橋氏領の安芸国側においては、その西寄りの壬生・山県・生田の辺りの郷村がより激しく抗戦していたことが知られる。

(15) 『毛利家文書』一九一。

(16) 享祿二年九月二十二日に大内氏奉行人弘中正長は周防国衙候人得富雅楽助・上司平三に宛て、「重任諸天役并阿弥陀寺分事、近年芸州陣方号要用不漏配当候歟、彼在所事、諸役不勤之子細以先

証示預候段、巨細合披露候、於後年者可任旧規之由可申旨候」と述べている(前註(7)所引の『戦国遺文^{大内氏編 第三卷}』二三三七)。

国衙候人として諸役免許の阿弥陀寺領に配賦を行ったことは、大内氏の享祿二年の安芸国における軍事活動が、多額の軍事費を必要としたことによるものかと思われる。

(17) 田村哲夫校訂『毛利元就 新裁軍記』(マツノ書店、一九九三年)。

(18) これを言い換えると、抛城が攻略された時に城主が落ち延び、のち年月を経て死没したとしても、死没した時点をもって領主家の滅亡とするものではないということである。

(19) ほかにもとえば九月二十八日に陶興房が志道広良に宛て「昨日者御音問祝着之至候、備後辺左右御床敷候つる、敵引退候哉、先々可然候」(「然者岩国辺可逗留候、いか程雖不申通候、今度最前以来、至于今無御等閑候事共、忘申間敷候、御同心可為快然候、^(西条)杣二伊^(伊香賀) 杣在城させ候、尚以可申談旨申遣候」と述べた(『萩藩閥閥録^{第一卷}』巻一六(志道)167)事例などを確かめられる。

(20) 和田秀作氏の執筆による。

なお、十一月二十二日の大内氏奉行人連署奉書写に「至石州内藤弾正忠興盛被差遣候、仍兼^兼種事、興盛可有同道之由候、不可有遅々候」とある。この文書は享祿元々四年のものとして推定される(和田秀作「大内氏家臣安富氏の関係史料について(二)」『山口県文書館研究紀要』二八、二〇〇一年)。

また、享祿四年閏五月二十四日の大内氏家臣連署奉書には連署三名の奥に「隆盛^{出陣}」とあり、この頃には出陣中であつたことが確かめられる(前註(7)所引の『戦国遺文^{大内氏編 第三卷}』二四四四・二四四五)。

陶興房の言い回しから勘案すれば、内藤興盛らの大内氏軍が在陣していない石見表に毛利氏の馳参を急がせるとは考えにくいように思われる。

なお、問田隆盛は享祿四年当時は十三歳であつた(隆盛は、永

正十六年(一五一九)十一月十二日の生まれである(和田秀作「吉田兼右『防州下向記』に見える大内氏関係記事」、『山口県地方史研究』一二三、二〇二〇年)が、既に問田興之は死没していたので、石見国守護代の任にあったと考えられる。

(21) 「庵原家文書」(川本町教育委員会編『中世川本・石見小笠原氏関係史料集』(二〇二一年) 92)。

(22) 問田興之については、『大内氏実録』中の「付録之一 大内系図」に「於石州高城病死」とある(近藤清石著 三坂圭治校訂『大内氏実録』(マツノ書店、一九七四年))。この「高城」は、大内氏の石見国、とりわけ分郡邇摩郡支配にとつて守護代が在城する中心的な城郭であったと考えられる。またその所在位置から「太田高城」と呼称される場合もあったと思われる。

若年で家督を相続し石見国守護代に就いて間もない問田隆盛が出陣するということは、単なる援軍としてではない。それは自らが管轄する石見国において大内氏権力が有する諸権益の確保に関わる重要な戦いであったためと考えられる。

そして本国から重臣で長門国守護代の内藤興盛が派遣されるということも、高城の城衆や大内氏方の石見国人らの軍事力だけではそれに対応できない事態が起こっている状況があったということでもある。

そしてさらに国衆連合の盟主・毛利元就の軍事出動も必要とした。

こうしたことから考えて、大内氏中枢は太田高城を攻略されるかもしれないという石見国東部地域の軍事情勢に重圧を覚えていたといえる。

こうしてみると、陶興房は、当時まさに石見国邇摩郡の確保に焦点を定め、広く領国全体を見わたして適宜差配を行っていたのであり、毛利氏に命じた石見表への軍事出動もその有り様の一つとして理解できる。

(23) 「児玉家文書」(前註(6) 所引の『山口県史』史料編 中世2) (同別

冊の「花押・印章集」1962参照。元就は、大永から享祿年間
にこのような形状の花押を用いている)。「毛利家文書」三〇二。
(24) 南北朝時代に南朝方として軍事活動を行っていた凡氏系山形氏
らとの関係はわからない。

領主が庶子家を分出するに際して、押領による場合もあった。
たとえば、高橋氏の場合、石見国君谷出羽氏は、明徳元年(一三
九〇)に本領である出羽上下地頭職を「高橋押妨猶以不休」と大
内氏に訴えているし、また高橋氏滅亡後の享祿四年二月十二日に
毛利元就は君谷出羽祐盛に起請文を宛て、「出羽七百貫御本地之
内四百五十貫、高橋譜代押掠候」とし、毛利氏の武略で高橋氏を
討ったのでこの地を一円祐盛に与え、与力として編成すると誓約
している(『萩藩閥閥録』第二卷『卷四三(出羽)』148・1)。

文明八年(一四七六)九月十五日の命千代契状に署判した「上
出羽越□光教」下出羽藤兵衛尉「光明」は、この君谷出羽氏の本領を「押妨」
した者の系譜に連なる。

高橋山形氏が壬生・有田辺においてそうした所領拡大行為をし
なかつたかどうか、不明であるが、凡氏系の山形氏や壬生氏らは、
君谷出羽氏に比べるとその所領規模においてやや小さいので、傘
下に組み込まれやすい領主層であったといえる。

(25) 『吉川家文書』三二一。

(26) 天文五年の正月二十七日に大内義隆は毛利元就に宛て、毛利氏
家中が「錯乱」に及ぶ事態になったら元就に合力するよう、国の
面々に命じたと伝えている。

のちの天文十九年(一五五〇)七月に決行された井上元兼一族
の誅伐は、この時に実行される予定であったが、平賀弘保・興貞
父子の合戦をおさめるため、延期されたものであった。「錯乱」と
は、そうした緊迫した状況をあらわしている(前註(8) 所引の
『山口県史』通史編 中世『五〇五頁。この大内義隆書状の図版も掲載。』
井上氏は、明徳三年(一三九二)に光純が山県荘へ入ったとき

れ、その系譜書には克光―光純―光教―勝光―光兼―元兼とある。「光」の字から推察して高橋氏と縁のあった家であると思われる(『萩藩閥閥録^{第三卷}』巻九三(井上)―30・系譜書)。

天文五年に実行予定であった井上元兼の誅伐は、高橋氏の滅亡と関係するものと考えてよい。「錯乱」は、毛利氏家督として一五年近い元就が、高橋氏滅亡の機会をとらえ、「習」が悪い井上元兼を排除することによって起こる事態を想定したものである(前註(2)所引の岸田『毛利元就』四八・四九・六六―七一頁)。

井上元兼一族が国衆並みの勢力を有していたことは事実であるが、その婚姻関係によって同様の動きをする領主もあった。

旧千代田町の中心部の壬生・有田から南へ入った南方は、西は峠を越えると本地であるが、南方氏の本領である。天文十九年七月の井上元兼一族の誅伐直後のことであるが、次のような事態が起こっている(『毛利家文書』六八二、毛利隆元自筆覚書)。

十月廿日夜
天文 南方城^(註 就延) らうせき二付而源右申候事^{十九}

このことに関係すると思われるが、南方氏の系譜書に次の記事がある(『萩藩閥閥録^{第二卷}』巻四七(南方)―系譜書)。

南方式部丞元次 從興元公賜御一字号元次 住芸州南方
南方刑部大輔就由 始才寿丸 住芸州

有子細家断絶 母ハ井上河内守元兼娘

南方式部丞元次と南方才寿は、天文十九年七月二十日の福原貞俊以下家臣連署起請文に署判している(『毛利家文書』四〇一)が、就由は「有子細家断絶」とされた。その子細は不明であるが、就由が井上元兼の外孫であることから推測を加えてみると、その動

きを咎められて「家断絶」に至ったことも考えられる(のちに当主に就正を立て再興)。

ともあれ、大枠でいえば、旧千代田町中心部は高橋・武田・毛利三氏の境界領域であった。より具体的には、井上・高橋山形・南方三氏の結びつきなかで安定を保っている時期があった。右述したように、毛利元就は、享祿二年四月に福光を領有し、次々に彼ら領主を討ち、この地域を服属させた。そのことがもつ政治的・軍事的・経済的な意味は大きい。

この地域の歴史像を描くうえで井上氏は重要な当事者であるが、本稿の主旨から外れるので、これにとどめる。

(27) 岸田裕之「陶隆房の挙兵と毛利元就」(岸田『大名領国の政治と意識』(吉川弘文館、二〇一一年)。初出は一九九一年)。

〔付記〕

本施設は五〇年の歴史を刻んだ。「開発の時代」に損傷したまたは滅失した遺産が数多あるなか、この調査・研究の成果は特色ある地域づくりにとって貴重な資源・資産となった。

いま地域社会は的確にマネジメントする人材を得て埋もれた歴史・文化を発信し、その再生に活かす取り組みをかねてないほど意欲的に進めている。保存史と破壊史は表裏の関係にある。いまだ歴史・文化遺産の保存には危うさがつきまとうが、こうした機会に本施設として一層遺産の掘り起こしを企てたい。

遺産を知り、学び、そして創り出される文化力は、人を育て地域の自立的活動を支える基礎ともなる。

学府には、これからも人間やその生活文化から派生し、人間世界を多面的に考究する学問諸分野のバランスある整備と、諸分野が生み出す成果を自然や人間等の将来像の構築に還元できる基盤の充実をお願いしたい。そして、本施設が次の五〇年もまた地域に視座をすえて不
断に歴史を刻むことを念じている。

The Relation of the Death of OHUCHI Yoshioki with the Upheavals in Bingo, Aki and Iwami Provinces — The Attack to the TAKAHASHI family at Matsuo Castle in Aki in the 2nd Year of Kyouroku Era (1529A.D.), and MOHRI Motonari

Hiroshi KISHIDA

During the early half of the 16th century, the northern regions of Bingo and Aki and the eastern region of Iwami were 境目 (sakaimé) or border areas where AMAGO in Izumo and OHUCHI in Yamaguchi were conflicting.

After OHUCHI Yoshioki died in December of the 1st year of Kyoroku (1528 A.D.), AMAGO Tsunehisa began to attack OHUCHI's 国衆 (kunishu) or land lords. First he beat the TAGANOYAMA family in the northern part of Bingo, and submitted them. Then AMAGO took the TAKAHASHI family on his side who had controlled large areas in Aki and Iwami, and who was the leader of the union of three provinces which were on OHUCHI's side. And TAKAHASHI also had marital relations with MOHRI and possessed an adjacent area near MOHRI's domain. In April of the 2nd year of Kyoroku (1529A.D.) TAKAHASHI who became to join AMAGO's side tried to confuse MOHRI's vassals and to divide them into two. It finally caused turbulences in the MOURI family.

In May, on the other hand, OHUCHI Yoshitaka (Yoshioki's heir) gave an order to his land lords that, as he would give MOHRI Motonari the position of the union leader which Takahashi had kept, all the land lords should cooperate with MOHRI in military actions. Then the ally of OHUCHI, MOHRI, SHISHIDO and WACHI warriors attacked the TAKAHASHI family at Matsuo Castle in Aki Province and TAKAHASHI was destroyed.

Recently a new report says that the attack was in May of the 3rd year of Kyoroku Era (1530 A.D.), but not of the 2nd year. The author wanted to make it clear. So, in this paper, some dozen old manuscripts in the 2nd and 3rd year of Kyoroku Era chosen out of the author's collections were studied more precisely and more concretely. After the respective affairs were placed according to the correct order of time, a whole image of those days could be pictured better. As a result it was proved that the date was May of the 2nd year.

The author also could clarify the contents of SUE Okifusa's (OHUCHI's chief vassal) letter dated May 28th of the 3rd year of Kyoroku Era, a part of which was taken to be the only basis of the new report. Actually that part meant SUE Okifusa's anxieties that TAKAHASHI's previous vassals and village warriors might raise a riot. But the main purpose in his long letter was not in that part, but in its last line where he ordered MOHRI to dispatch his warriors to Iwami in order to help his master OHUCHI because his castle in the eastern part of Iwami had been attacked. Therefore the results were as follows: ① the new report was concluded according to only a part of Sue Okifusa's letter, ② the reporter had not read through SUE's long letter, either, and in addition, ③ there were some unnatural steps toward his conclusion with not a few doubts on its evidences and arguments.

Generally speaking, the death of OHUCHI Yoshioki caused the attack to Matsuo Castle and the ruin of the TAKAHASHI clan. The most important historical phase was that, after the battles, MOHRI Motonari obtained the top position of the union of land lords in Bingo, Aki and Iwami on OHUCHI's side. And thereafter his leadership made the MOHRI clan gradually enlarge the areas under his control and finally destroy SUE and OHUCHI.